

警察行政手続サイトでオンライン申請できる手続が追加されます！

★☆☆ 警備業法に係る手続き ☆☆☆

運用開始：令和5年1月4日午後0時（正午）

★ 新たに追加される届出

「営業所設置等届出書」（ただし、下記の届出に限ります。）

群馬県以外の都道府県内に、「主たる営業所」を設置している警備業者が、

- ・ 群馬県内に営業所を設置しないで、
- ・ 他の都道府県の営業所から警備員を派遣して、群馬県内で警備業務を行う

場合の届出に限ります。

※ オンライン申請は、営業所設置等届出書（別記様式第4号）、別紙1(2)及び別紙2により届出するものが対象です。

※ 別紙1(1)により届出するものは対象外です。

★ 警察行政手続サイトでオンライン申請できる手続一覧（令和5年1月4日～）

服装の届出	護身用具の届出	警備業廃止の届出
服装の変更届出	護身用具の変更届出	営業所設置等届出 （上記の届出に限る）

運用停止のお知らせ

対象手続追加に伴って、
令和4年12月22日（木）午後11時から
令和5年1月4日（水）午後0時
までの間は、警察行政手続サイトは
運用停止となり、いずれの手続きも
オンライン申請をすることができま
せんので、ご注意ください。



QRコードから警察庁
ホームページのオンライン
申請に関するページ
を御覧いただけます。



URL：<https://proc.npa.go.jp/>